

平成 18 年 6 月 12 日に発送いたしました第 18 期定時株主総会招集ご通知の内容に一部誤りがありましたので、訂正いたします。

記

表中網掛け部分 (■) が訂正箇所になります。

招集ご通知 35 頁

<訂正前>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で<u>これを行う。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数を<u>もって行う。</u></p>

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で<u>これを行う。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数を<u>もって行う。</u></p>

招集ご通知38-39頁

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第25条 省略
(新 設)	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除) 第25条 省略
(新 設)	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

招集ご通知40頁

<訂正前>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査役の責任免除) 第33条 省略
(新 設)	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

<訂正後>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査役の責任免除) 第33条 省略
(新 設)	2. 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

下線部分（ ）が訂正箇所になります。

招集ご通知 45 頁

<訂正前>

(8) 新株予約権の消却事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が死亡または(7)②の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

<訂正後>

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が死亡または(7)②の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で取得することができる。

以 上